INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.5 2003年02月21日

台湾商標法改正案要点説明

台湾商標法の大幅な改正につき経済部智慧財産局が2001年9月12日付で草案を提示していますが、いつ施行されるのか未だ目処がつかない状況です。しかし、改正案文の主旨はほぼ変更されないと思われますので、再度、商標法改正草案の要点をまとめました。

記

1. 商標の定義拡大
サービスマークの規定を削除して商標の意義を拡大し、商品及びサービスを標示するものは全て「商標」として保護する。(改正条文第2条)

2. 出願手続の緩和
商標登録申請時に営業証明書類の添付及び使用意思を具有しなければならないという規定を削除したことにより、「使用意思宣誓書」が提出不要になる。(改正条文第2条)

3. 音声及び立体形状も商標の構成要素であると追加制定
今日、伝統的な商標の表現態様だけでは需要を満たさない為、当事者の権益保障を強化する目的で、音声及び立体形状も商標として登録申請できるようになる。(改正条文第5条)

4. 商標使用の定義を改正
電子商務及び国際インターネットの普及に伴い、現行条文第6条が規定する商標使用の態様を今日の経済活動の発展情勢に合わせて、商標使用の定義を改正する。(改正条文第6条)

5. 一申請案で多分類指定可能の制度を採用(改正条文第17(4)条)

6. 分割制度を導入
今回改正の一申請案で多分類指定可能の制度を採用することに合わせて、申請人又は商標権者は必要であれば、申請中に一つの申請案を二つ以上の申請案に分割請求することが可能となり、登録後に部分商品又はサービスを分割移転することも可能となる。又、異議申立及び審判案件が確定する前に商標権を分割申請することも可能となる。(改正条文第21条、第31条)

7. 登録後の異議申立制度を採用し、商標の登録申請期間を短縮

現在商標権の取得は、申請案が審査許可を得て公告後、3カ月間の異議申立期間を経過して、異議申立を受けないか又は異議不成立が確定してから登録権は付与されるが、統計上では実務審査によって公告となった申請案の被異議率は僅かに3%弱であり、又公告決定が取消された商標も1%にとどまり、殆どの申請案は登録権を取得できる。今回の改正により、申請人が迅速に商標権を取得できるように商標の登録申請期間を短縮し、公告決定となった申請案については申請人が第1回目の登録費用を納付した後、直ちに登録公告される。該商標の登録は不適法であると主張する者がいれば、登録公告日より2カ月以内に異議申立することができる。(改正条文第25条、第40条)

8. 連合商標制度の廃止及び防護標章制度の廃止

英国及び日本がそれぞれに1994年と1996年に商標法を改正して連合商標制度を廃止した事例を参考にして、連合商標制度を廃止する。又、防護標章制度も廃止する。登録済連合商標及び出願中の連合商標は改正施行日より独立商標と見なされる。登録済防護標章は存続期間の満了日前に独立商標へ変更申請をしなければならない。出願中の防護標章は改正施行日より独立商標と見なされる。(現行条文第22条を削除、第86条及び第87条を改正条文とする)

9. 更新登録出願の実体審査を廃止

現行商標法第25条の規定により、更新出願は実際使用状況によって審査しなければならないが、実体審査において時間が掛かり過ぎて煩雑である為、行政の効率化を妨げている。商標未使用に対しては取消制度にかかわるものであり、更新登録出願の実体審査を廃止する。(現行条文第25条第2項を削除する)

10. 不使用取消申請案の利害関係人資格の制限を削除

商標制度の持つ保護価値の公的利益の観点に基づき、不使用商標は公衆に審査を開放すべきであり、申請人が利害関係人でなければならないという制限を削除する。(改正条文第57条)

以上